

議第146号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

市営住宅等（次表に掲げる102市営住宅及び当該共同施設）

1	八幡アパート	35	此原第1住宅	69	有清第2住宅
2	東鹿田住宅	36	此原第2住宅	70	室尾住宅
3	東鹿田(災害)住宅	37	宮ヶ迫住宅	71	須川津ノ田アパート
4	東鹿田アパート	38	宮ヶ迫アパート	72	オノ木東アパート
5	東鹿田(災害)アパート	39	御坊迫第2住宅	73	上河内アパート
6	東愛宕アパート	40	御坊迫第3住宅	74	小市第1アパート
7	公園アパート	41	柳谷第1住宅	75	小市第2アパート
8	東二河アパート	42	柳谷第2アパート	76	三ノ木アパート
9	山の手アパート	43	柳谷第3住宅	77	港谷アパート
10	伏原アパート	44	柳谷第4住宅	78	前田住宅
11	池ノ浦アパート	45	川尻東第1住宅	79	刈浜第2住宅
12	宮原7丁目アパート	46	川尻東第2アパート	80	刈浜第3住宅
13	宮原9丁目アパート	47	川尻東第3アパート	81	上り田第2アパート
14	坪ノ内アパート	48	川尻東第4アパート	82	段原住宅
15	棚田アパート	49	川尻東第5住宅	83	西沖住宅
16	警固屋9丁目アパート	50	川尻東第6住宅	84	安浦源道尻住宅
17	百目田アパート	51	川尻東第7住宅	85	安浦女子畑第1住宅
18	阿賀南9丁目アパート	52	川尻東第8アパート	86	安浦女子畑第2住宅
19	東浜アパート	53	川尻東第9アパート	87	安浦女子畑第3住宅
20	郷アパート	54	川尻駅前アパート	88	安浦女子畑第4住宅
21	阿賀駅前アパート	55	川尻小用第1アパート	89	安浦女子畑第5アパート
22	三坂地アパート	56	川尻小用第2住宅	90	安浦女子畑第6アパート
23	大新開アパート	57	川尻小用第3アパート	91	安浦新開南アパート
24	東大川アパート	58	坪井アパート	92	安浦ひらき第1アパート
25	白岳アパート	59	粟尻アパート	93	安浦ひらき第2アパート
26	広駅前アパート	60	南隠渡アパート	94	安浦ひらき第3アパート
27	小坪アパート	61	竹田浜アパート	95	安浦水尻アパート
28	中新開アパート	62	大浦崎アパート	96	安浦浦尻住宅
29	広公園アパート	63	藤脇アパート	97	大浜住宅
30	皆実アパート	64	古恵アパート	98	沖友住宅
31	皆実住宅	65	中ノ坪アパート	99	御手洗住宅
32	西神アパート	66	渡子アパート	100	久比住宅
33	桜ヶ丘住宅	67	西粟尻住宅	101	平和住宅
34	焼山住宅	68	有清第1住宅	102	中大浦アパート

2 指定管理者

呉市西中央4丁目6番3号

株式会社くれせん

代表取締役 平尾 圭司

3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(提案理由)

市営住宅等計102施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。